

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- (1) 対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- (2) 管理運営コスト： 約139億円…支出+利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- (3) 使用料・利用料金収入： 約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- (4) 減免額： 約 11億円
- (5) 受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料+利用料金）÷管理運営コスト
- (6) 受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料+利用料金+減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

(1) 使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

(2) 減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。
- 障害者手帳等の提示による減免及び子どもに対する減免については、従前どおりの取扱いを継続します。

(3) 回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。